

長期履修制度について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することにより課程を修了することができる制度です。

都市経営研究科では博士後期課程(令和4年4月1日入学生から適用)で実施します。
この制度を希望される方は都市経営研究科事務室(杉本キャンパス)へお問合せください。

■問合せ先

大阪公立大学(大阪市立大学)大学院都市経営研究科事務室(杉本キャンパス)
e-mail: gsum-apply@list.osaka-cu.ac.jp